

文化芸術活動支援補助金のご案内（令和3年度）

～令和2年度に実施した文化芸術活動支援補助金を令和3年9月末利用分まで継続します～

1. 趣旨

「新しい生活様式」の中で、市民の皆様が文化芸術に触れる機会を創出すること、文化芸術活動を中止・自粛せざるを得ない状況にあった佐賀市内在住または佐賀市内に拠点のある文化芸術活動を行う団体・個人が、文化会館及び東与賀文化ホールで新型コロナウイルス感染症の対策を講じて文化芸術活動を再開、継続することを支援するものです。

2. 補助の概要

文化芸術活動を行う団体・個人が、文化会館、東与賀文化ホールで行う公演、練習等に対して、ホール利用料及び附属設備利用料等を補助します。

3. 申請期間

令和3年4月1日（木）～令和3年9月30日（木）※予算額に達するまで（先着順）。

4. 対象者の要件

次の全てに該当する団体または個人

- (1) 佐賀市内に住所、事務所または活動の拠点を有すること。
- (2) 個人は、文化芸術活動を生業または副業としていること。
※副業とは、年1回以上、対価を得てアーティストとしての活動を行うこと。
- (3) 文化芸術活動の実績があり、現在、活動を行っていること。
- (4) 今後も文化芸術活動を継続して行う予定があること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響で、文化芸術活動を中止・自粛せざるを得ないなど影響を受けていること。
- (6) 国、県または施設管理者が定める新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守して文化芸術活動を行っていること、または行う企画をしていること。
- (7) 暴力団等（佐賀市が佐賀警察署と平成21年12月16日に締結した佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除合意書第2条第8号に規定する暴力団等をいう。）ではないこと。

5. 対象施設

- ・文化会館（大ホール、中ホール、イベントホール）
※公演当日は楽屋、リハーサル室、練習室を含む。
- ・東与賀文化ホール（ホール）
※公演当日はミーティング室、ホワイエ、控室を含む。

6. 補助対象期間

令和3年4月1日～令和3年9月30日まで

補助金交付決定後に行われる公演、練習等とします。ただし、4月1日から交付決定日までに実施する公演、練習等は、申請時に事前着手届を提出ください。

7. 対象とする文化芸術活動の分野

音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、芸能など。

8. 対象とならない公演、練習等

- (1) 販売活動を主な目的とするもの。
- (2) 特定の企業名の宣伝や広報を主な目的とするもの。
- (3) 寄附やその他勧誘を主な目的とするもの。
- (4) 特定の個人や団体への誹謗中傷を含むおそれがあるもの。
- (5) 特定の政治団体又は宗教団体の宣伝・主張が含まれるもの。
- (6) その他公序良俗に反するもの。

9. 補助対象経費及び上限額

施設	区分	対象経費	補助率	上限額
文化会館	公演	<ul style="list-style-type: none"> ・公演（公演開催に伴うリハーサル、練習を含む。）で利用するホール利用料及び附属設備利用料 ・公演当日の楽屋、リハーサル室、練習室の附属施設利用料 	10/10	・400千円/1公演（事業）
	練習	<ul style="list-style-type: none"> ・公演を伴わない練習または対象期間外に行う公演に向けた練習で利用するホール利用料及び附属設備利用料 	10/10	・70千円/練習1回
東与賀文化ホール	公演	<ul style="list-style-type: none"> ・公演（公演開催に伴うリハーサル、練習を含む）で利用するホール利用料（冷暖房費を含む）、附属設備利用料 ・公演当日のミーティング室、ホワイエ、控室の利用料（冷暖房費を含む） 	10/10	・100千円/1公演（事業）
	練習	<ul style="list-style-type: none"> ・公演を伴わない練習または対象期間外に行う公演に向けた練習で利用するホール利用料（冷暖房費を含む）及び附属設備利用料 	10/10	・40千円/練習1回

※1回の申請につき同一施設の公演または練習のいずれかとします。

※1回の申請につき公演の場合は2公演（事業）まで、練習利用の場合は3回までを限度とします。

※公演開催に伴うリハーサル、練習は、本番で利用する施設に係らず、文化会館及び東与賀文化ホールのホール利用料及び附属設備利用料を対象とします。

※同一内容の公演（同一事業）を同日に複数回実施する場合は1公演とします。

※同一内容の公演を連続する2日間で実施する場合は、2公演として申請できますが、2公演目は、2日目に必要な施設利用料等のみ補助対象とします。

※公演は、無観客で行うオンライン公演も含まれます。

※文化会館と東与賀文化ホールにそれぞれ申請することができます。

※国、県、市または民間が実施する他の制度により補助等を充当する場合は、充当額を差し引いた額を補助します。ただし、他の制度による補助金等が併用を認めていない場合はいずれかに申請していただくことになります。

10. 申請手続き

(1) 申請書類

次の書類をそろえて提出ください。

① 申請書一式（指定の様式）

- ・補助金交付申請書
- ・様式第1号（第5条関係）別紙（文化芸術活動支援補助金 申請書類）
- ・誓約書
- ・対象経費の見積書（文化会館、東与賀文化ホールで発行された原本）
- ・事前着手届（※4月1日から交付決定日までに公演、練習を実施する場合のみ）

② 申請者に関する資料（任意の様式）

- ・団体の概要（規約、役員名、活動の拠点等）が分かる資料
- ・個人は、文化芸術活動を生業または副業としていることが分かる資料
申請書類に記載された活動実績の中で過去1年間に関する契約書、領収書、チラシなど
※過去1年間の活動に関する資料の内、提出できる範囲でかまいません。
- ・文化芸術活動の実績がわかる資料（過去の活動の実績がわかるチラシや写真など）
※資料がない場合は、別紙「2 文化芸術活動の実績」欄にできるだけ記述ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、文化芸術活動を中止・自粛せざるを得ないなど影響を受けていることがわかる資料（予定されていたことがわかるチラシや計画書など）
※資料がない場合は、別紙「3 新型コロナウイルス感染症による影響」欄に記述ください。
- ・他の制度による補助金等を活用される場合は、その内容がわかるもの（決定通知、制度概要など）を添付ください。

※令和元年度または令和2年度に佐賀市または佐賀市教育委員会の名義公演の申請をして承認された団体、令和2年度に本補助金の交付を受けた団体・個人は、次の書類の提出を省略できます。

- ・団体の概要（規約、役員名、活動の拠点等）が分かる資料
- ・文化芸術活動の実績がわかる資料（過去の活動の実績がわかるチラシや写真など）

※次の場合は、誓約書を省略できます。

- ・令和2年度に本補助金の交付を受けた団体・個人で、団体は代表者が同じ場合。
- ・幼稚園、認定こども園、認可保育所（園）、地域型保育施設、認可外保育施設、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学（短期大学を含む）、専修学校が申請者の場合。

(2) 提出方法

利用する施設（文化会館、東与賀文化ホール）の窓口を持参または郵送で提出ください。

(3) 審査と通知

審査にあたり、内容確認のためにお問い合わせをさせていただくことがあります。

結果は、全ての応募者に対して書面とメールで通知します。

審査内容については、お問い合わせいただいてもお答えできません。

(4) 公演・練習の変更及び中止

やむを得ない事情で公演・練習の内容を変更、中止する場合は、速やかに連絡ください。

(5) 実績報告書等の提出

公演・練習を完了後 30 日以内に、次の書類をそろえて提出ください。提出方法は申請時と同様です。

なお、期日までに実績報告書等が提出されない場合は、交付を取り消すことがありますのでご注意ください。

① 実績報告書等（指定の様式）

- ・ 補助事業等実績報告書
- ・ 様式第 3 号（第 9 条関係）別紙（文化芸術活動支援補助金 報告書類）
- ・ 対象経費の精算書類（文化会館、東与賀文化ホールで発行された原本）
- ・ 補助金交付請求書
- ・ 振込先の口座が確認できるもの（通帳該当ページのコピーなど）
- ・ 委任状 ※市から施設に施設利用料等を振り込む場合。

② 公演に関する資料（任意の様式）

- ・ 補助対象の公演・練習が実施されたことが確認できる写真、動画、チラシ等

(6) 補助金の交付

審査にあたり、内容確認のためにお問い合わせをさせていただくことがあります。

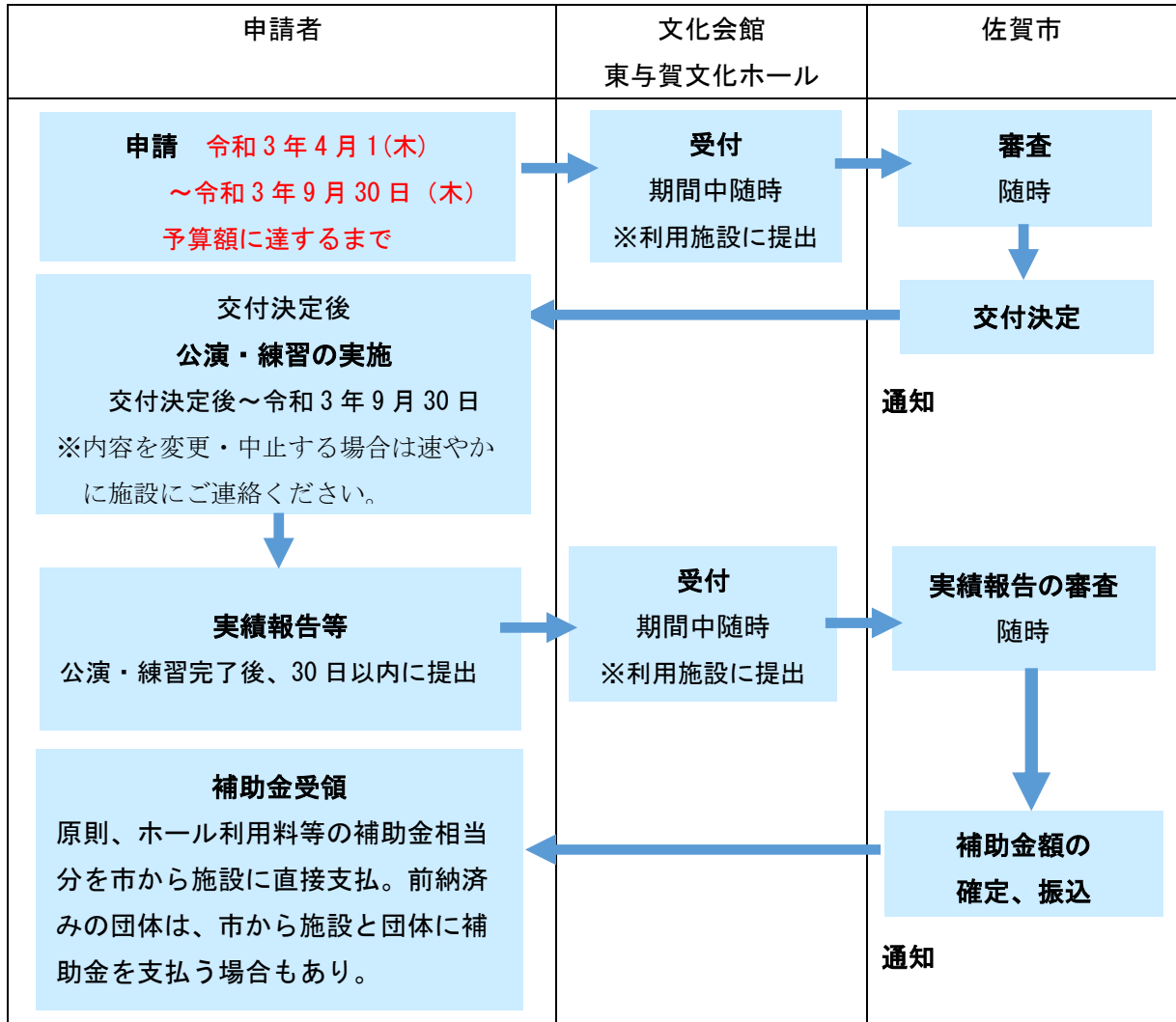
提出書類の内容をもとに補助金額を確定し、申請者に通知します。

なお、補助金の支払いは、原則、市から施設に支払うものとします。ただし、前納済みの団体については、市から施設と団体に補助金を支払う場合もあります。

実施された補助対象事業の公演、練習の内容が、申請書類の内容と大きく異なる場合は、補助対象とならない場合があります。

提出書類の記載事項に虚偽の内容があることが判明した場合などは、補助金を交付しません。また、交付後であっても補助金を返還していただきます。

(7) 手続きの流れ



1 1. 個人情報の取り扱い

補助金申請に係る個人情報は、佐賀市及び本事業の業務委託事業者において佐賀市個人情報保護条例（平成17年10月1日佐賀市条例第20号）の規定に従い、適正に管理します。

1 2. 事業の情報公開

本補助金の交付決定を受けた場合は、申請された団体または個人名、公演名、公演内容、練習内容、補助金交付額、実績等について公表する場合があります。

<p>○書類提出先、事業の中止・変更の連絡に関するお問い合わせ 佐賀市文化会館 〒849-0923 佐賀市日の出1丁目21-10 電話：0952-32-3000 e-mail：magpie@mte.biglobe.ne.jp 佐賀市立東与賀文化ホール 〒840-2221 佐賀市東与賀町下古賀1228-3 電話：0952-45-3939 e-mail：higasiyokabunka@gmail.com</p>
<p>○補助金の交付決定、補助金の振込に関するお問い合わせ 佐賀市教育委員会 教育部 文化振興課 電話：0952-40-7369 e-mail：bunkashinko@city.saga.lg.jp</p>